

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づく特別障害者手当認定請求却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和 2 年 3 月 13 日付けの特別障害者手当認定請求却下通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った、特別障害者手当認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

申立日現在、注意欠陥・多動性障害と自閉症スペクトラム障害の発達障害とそれに伴う躁うつ病の精神障害者と複数あり、精神保健福祉手帳 1 級の認定を受けている。他に、睡眠時無呼吸症候群による治療と、前述の障害特性から睡眠障害があり、治療を続けている。通院や食料品の買い物等以外は外出をせず、自宅で単身生活をしているので、自ら生計を立てないと生命の危機に及ぶ。

これらの生活実態があるにもかかわらず、本件処分はそれらを加味しておらず、却下した理由に疑義がある。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和3年1月29日	諮問
令和3年3月8日	審議（第53回第3部会）
令和3年4月15日	審議（第54回第3部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

- (1) 法26条の2は、市長（特別区においては区長。以下同じ）は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、手当を支給するものとし、法2条3項は、特別障害者について、「二十歳以上であつて、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者をいう。」としている。

そして、法施行令（以下「令」という。）1条2項は、法2条3項に規定する「政令で定める程度の著しく重度の障害の状態」は、次のいずれかの場合に該当することが必要であるとしている。

ア 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害（以下「身体機能の障害等」という。）が令別表第二（別紙2）各号の一つに該当し、かつ、当該身体機能の障害等以外の身体機能

の障害等がその他の同表各号の一つに該当するもの（令1条2項1号）

イ 上記アに定めるもののほか、身体機能の障害等が重複する場合（令別表第二各号の一つに該当する身体機能の障害等があるときに限る。）における障害の状態であって、これにより日常生活において必要とされる介護の程度がアに定める障害の状態によるものと同程度以上であるもの（令1条2項2号）

ウ 身体機能の障害等が令別表第一（別紙2）各号（10号を除く。）の一つに該当し、かつ、当該身体機能の障害等が上記イと同程度以上と認められる程度のもの（令1条2項3号）

- (2) 法26条の5において準用する法19条は、手当の支給要件に該当する者は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、市長の認定を受けなければならないとしている。

また、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（以下「省令」という。）16条において準用する省令4条は、市長は、認定の請求があった場合において、受給資格がないと認めるときは、請求者に、文書でその旨を通知しなければならないとしている。

- (3) そして、令1条1項及び2項に該当する程度の障害の認定基準として、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」（昭和60年12月28日付社更第162号各都道府県知事宛厚生省社会局長通知。以下「認定基準」という。）が定められている。

法39条の2は、法の規定に基づき都道府県、市又は福祉事務所を管理する町村が処理することとされている事務は法定受

託事務であるとするところ、認定基準は、地方自治法 245 条の 9 第 1 項の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準であり、特別障害者手当の支給に関する事務について、法令の解釈及び審査基準として定められたものである。

- (4)ア 認定基準第一（共通的一般事項）・3 では、障害程度の認定は、原則として、特別障害者手当認定診断書によって行うこととされている。

なお、認定基準第一・7 では、実施機関において、障害程度の認定に関し疑義を生ずる場合においては当該障害程度の認定について都道府県知事に必要に応じて照会することとされている。

- イ 認定基準第三（特別障害者手当の個別基準）では、令 1 条 2 項 1 号ないし 3 号に該当する各障害の程度について、それぞれ、障害の種別ごとに具体的な個別基準が定められている。

- (ア) 令 1 条 2 項 1 号に該当する障害の程度とは、令別表第二各号に掲げる障害が重複するものとされている（認定基準第三・1・柱書）。

なお、精神の障害については、認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いは行わず、諸症状を総合的に判断して認定するとされている（認定基準第三・1・(8)・ア・(ク)）。

- (イ) 令 1 条 2 項 2 号に該当する障害の程度とは、次のいずれかに該当するものとされている。

- ① 令別表第二第 1 号から第 7 号までのいずれか 1 つの障害を有し、かつ、別紙 3 に掲げる身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害を重複して有するもの（認定基準第三・2・(1)）

② 令別表第二第3号から第5号までのいずれか1つの障害を有し、かつ、日常生活動作評価表の日常生活動作能力の各動作の該当する点を加算したものが10点以上のもの（認定基準第三・2・(2)）

(ウ) 令1条2項3号に該当する障害の程度とは、令別表第一のうち次のいずれかに該当するものとされている。

① 第二障害児福祉手当の個別基準の4（内部障害）又は5（その他の疾患）に該当する障害を有するものであって、第三の1の(7)のウの安静度表の1度（絶対安静）に該当する状態を有するもの（認定基準第三・3・(1)）

② 第二障害児福祉手当の個別基準の6（精神の障害）に該当する障害を有するものであって、第三の1の(8)のエの「日常生活能力判定表」（別紙4）の各動作及び行動に該当する点を加算したものが14点となるもの（認定基準第三・3・(2)）

(5) そして、省令15条は、法26条の5において準用する法19条の規定による特別障害者手当の受給資格についての認定の請求には、特別障害者手当認定請求書に受給資格者が法2条3項に規定する者であることに関する医師の診断書を添えて、市長に提出すべき旨を定めている。

2 そこで、請求人が、特別障害者手当認定請求書を提出する際に添付した、特別障害者手当認定診断書（精神障害用）（以下「本件診断書」という。）の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 請求人の障害について

本件診断書についてみると、本件診断書は「精神障害用」であり、「障害の原因となった傷病名」欄（別紙1・1）には「躁う

つ病」と記載され、「合併症」欄（別紙 1・3）には、「自閉症スペクトラム障害、注意欠陥多動性障害」等が記載されている。

また、「現症」の「精神症状」欄（別紙 1・7・(3)）には、「自閉、無為、不安、恐怖、うつ状態、そう状態」に該当するとされ、「問題行動及び習癖」欄（別紙 1・7・(4)）には、「拒絶」に該当すると記載されていることから、請求人の障害については、精神の障害のみであることが認められる。

そうすると、請求人については、令 1 条 2 項 3 号に該当するかどうかを、具体的には上記 1・(4)・イ・(ウ)・②に基づき判断することとなる。

(2) 精神の障害の程度について

本件診断書によれば、IQ94(WA2S)とされているところ、日常生活の具体的な支障の程度について判定する「日常生活能力の程度」欄（別紙 1・7・(6)）は、「用便（月経）の始末」、「衣服の着脱」及び「簡単な買い物」がひとりでできる、「刃物・火の危険」がわかる、「戸外での危険（交通事故）から身を守る」が守ることができる、「食事」が介助があればできる、「家族との会話」及び「家族以外の者との会話」が少しは通じるとされており、これら各動作及び行動のそれぞれについて、日常生活能力判定表に基づいて判定した結果は「3点」となり、認定基準第三・3・(2)が規定する 14 点に至っていないことが認められる。

(3) 上記(1)及び(2)で検討したところからすると、請求人の障害の状態は、令 1 条 2 項 3 号に規定する障害程度には該当しないと判断することが相当である。

3 上記 2 のとおり、請求人の障害の状態は、令 1 条 2 項 3 号に規定する障害程度には該当しないものと判断されるところ、知事に

協議を行った結果においても、「令1条2項各号の障害程度に達していないため」と説明し、法に規定する障害程度に該当しないとの回答（本件回答）を得ていることが認められる。

したがって、本件回答に基づき、処分庁が、請求人は令1条2項の障害程度に該当しないとして行った本件処分について、違法又は不当なものということはできない。

- 4 請求人は、前記第3のことから、本件処分は請求人の生活実態を加味していないなどと主張している。

しかし、障害程度の認定は、上記1・(4)・アのとおり、本件診断書の記載内容に基づいてなされるべきものであるところ、本件診断書によれば、請求人の障害の状態は、令1条2項各号に規定する障害程度に該当しないことが相当であることは上記2のとおりであることから、本件処分における処分庁の判断に不合理な点は認められず、請求人の主張は理由がないというほかはない。

- 5 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙1から別紙4まで（略）